

船橋市環境保全条例に係る粉じん発生施設

番号	施設の種類	規模または能力
1	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)または土石の堆積場(3ヶ月以上継続して使用するものに限る)	面積が 500m ² 以上であること。
2	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が 37.5kW 以上であること。
3	ふるい(鉱物、岩石またはセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上であること。

【備考】

次に掲げる施設を除く。

- 1：大気汚染防止法第2条第10項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第11項に規定する特定粉じん発生施設
- 2：鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設
- 3：電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物
- 4：ガス事業法第2条第12項に規定するガス工作物